

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	阿久根市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	116-2-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akune.kagoshima.jp

執行機関名 阿久根市長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	94	
番号法別表第2の項	116	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		阿久根市個人番号の利用等に関する条例(平成27年12月22日条例第29号) 別表第1 第4の項 私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)	阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成28年告示第80号)第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この要綱は、幼稚園教育の振興に資するため、私立幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき設置された幼稚園をいう。)の設置者が入園料及び保育料を減免する場合に、市が行う私立幼稚園就園奨励補助金の交付について、阿久根市補助金等交付規則(平成19年阿久根市規則第13号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
独自利用事務の関連規範		阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成28年告示第80号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号	阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条第1項
事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務	阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金の交付申請に伴う保育料等減免措置に関する調書の提出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ロ	阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条別表第1及び別表第2
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 59 条 の2 項 1 号 ハ	阿久根市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第2条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

特定個人情報 10		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--